

## 第5章 介護保険事業等の見込みと保険料

- 1 居宅サービス量の見込み
- 2 地域密着型サービス量の見込み
- 3 介護保険施設サービス量の見込み
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業量の見込み
- 5 介護保険事業に係る費用の見込みと保険料
- 6 介護給付費適正化に向けた取り組み

# 1 居宅サービス量の見込み

## (1) 介護給付サービス（要介護 1～5）

介護給付サービスの計画期間内及び令和 12（2030）年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。（以下、令和 2 年度はすべて実績見込み）

（月間平均件数×12 ヶ月）

区	分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R12 年度
訪問介護	回数	23,726	24,649	26,558	31,524	34,800	35,465	45,518
	人数	1,192	1,219	1,248	1,356	1,440	1,464	1,872
訪問入浴介護	回数	257	377	456	385	388	388	667
	人数	66	67	84	72	72	72	120
訪問看護	回数	7,551	10,171	12,140	13,403	14,276	14,898	19,338
	人数	1,050	1,323	1,572	1,692	1,800	1,872	2,424
訪問リハビリテーション	回数	2,888	2,874	4,705	4,856	5,054	5,428	6,012
	人数	268	264	336	348	372	396	420
居宅療養管理指導	人数	482	523	816	876	924	924	1,272
通所介護	回数	17,051	16,951	18,538	19,031	19,790	20,544	25,561
	人数	1,930	1,889	1,956	1,980	2,040	2,100	2,604
通所リハビリテーション	回数	4,742	5,117	5,482	5,965	6,442	6,391	8,155
	人数	637	701	720	768	828	828	1,056
短期入所 生活介護	日数	3,005	2,694	2,772	3,307	3,559	5,651	5,401
	人数	260	254	252	288	288	384	384
短期入所 療養介護	日数	989	1,126	1,200	1,391	1,495	1,495	1748
	人数	142	164	168	192	204	204	240
福祉用具貸与	人数	2,382	2,685	3,072	3,252	3,552	3,612	4,344
特定福祉用具購入	人数	58	48	60	72	96	96	108
住宅改修費	人数	65	55	72	84	84	84	120
特定施設入居者 生活介護	人数	430	370	324	360	372	384	432
居宅介護支援	人数	4,520	4,737	4,896	4,944	5,088	5,184	6,396

※ 月 1 人利用した場合の人数を 1 人とし、年間での人数を記載しています。

(2) 介護予防給付サービス（要支援 1・2）

介護予防給付サービスの計画期間内及び令和 12（2030）年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。

（月間平均件数×12ヶ月）

区	分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R12 年度
介護予防訪問入浴 介護	回数	0	0	0	1	1	1	1
	人数	0	0	0	12	12	12	12
介護予防 訪問看護	回数	1,758	2,187	2,261	2,844	2,902	3,031	3,364
	人数	250	262	264	300	300	312	348
介護予防 訪問リハビリテーション	回数	1,396	1,087	974	1,159	1,176	1,181	1,303
	人数	125	105	96	120	120	120	132
介護予防居宅療養 管理指導	人数	39	41	72	84	84	84	96
介護予防 通所リハビリテーション	人数	145	214	264	276	312	324	372
介護予防短期入所 療養介護（老健）	回数	6	0	0	0	0	0	0
	人数	2	0	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	人数	768	845	1,032	1,176	1,188	1,200	1,440
特定介護予防 福祉用具購入	人数	12	27	24	36	36	36	48
介護予防住宅改修	人数	31	28	24	36	36	36	48
介護予防特定施設 入居者生活介護	人数	54	39	48	48	48	72	60
介護予防支援	人数	1,060	1,179	1,332	1,464	1,500	1,668	1,884

※ 月 1 人利用した場合の人数を 1 人とし、年間での人数を記載しています。

## 2 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービスは認知症高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、原則として日常生活圏域内でサービス利用及び提供が完結するサービスを、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行うものです。

第8期計画においては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）の基盤整備を行います。これは、「当別町まち・ひと・しごと総合戦略（第2期）」における「地域・在宅医療確保対策プロジェクト」の「入院病床の代替となりうる介護施設の誘致」を実現するための施策でもあります。

### (1) 介護給付サービス（要介護1～5）

（月間平均件数×12ヶ月）

区	分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R12年度
小規模多機能型 居宅介護	人数	202	195	216	228	264	300	360
認知症対応型 共同生活介護	人数	315	304	276	216	216	216	216
地域密着型 通所介護	回数	6,877	7,244	8,017	8,204	8,378	8,502	11,142
	人数	822	957	972	1,032	1,068	1,104	1,440
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	人数	0	0	0	0	0	348	348
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	人数	48	63	84	72	72	72	108
認知症対応型 通所介護	回数	100	103	103	107	107	107	110
	人数	12	12	12	12	12	12	12
看護小規模 多機能型居宅 介護	人数	12	8	12	12	12	12	24

※ 月1人利用した場合の人数を1人とし、年間での人数を記載しています。

※ 当別町内で現在提供されている地域密着型サービスは、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型通所介護」の3つとなっています。

## (2) 介護予防給付サービス（要支援 1・2）

(月間平均件数×12ヶ月)

区	分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R12 年度
介護予防小規模 多機能型 居宅介護	人数	5	0	0	0	12	12	0
介護予防認知症 対応型共同生活 介護	人数	0	0	0	12	12	12	12

※ 月 1 人利用した場合の人数を 1 人とし、年間での人数を記載しています。

## (3) 必要利用定員総数

区	分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R12 年度
認知症対応型 共同生活介護	人数	27	27	27※	18	18	18	18
地域密着型 介護老人福祉施 設入所者 生活介護	人数	-	-	-	-	-	29	29

※ 令和 2 年 9 月 30 日付で 1 施設が閉鎖となったため、18 人となります。

### 3 介護保険施設サービス量の見込み

各介護保険施設の計画期間内及び令和 12（2030）年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。

（月間平均件数×12 ヶ月）

区	分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R12 年度
介護老人福祉施設	人数	1,294	1,387	1,464	1,476	1,512	1,392	1,980
介護老人保健施設	人数	900	900	924	948	960	972	1,224
介護医療院	人数	0	0	48	48	72	72	84
介護療養型医療施設	人数	72	60	60	60	24	24	

※ 月 1 人利用した場合の人数を 1 人とし、年間での人数を記載しています。

※ 平成 30 年度から新たに「介護医療院」が創設されたことに伴い、「介護療養型医療施設」は令和 5 年度末で廃止される予定です。

※ 当別町内には「介護療養型医療施設」及び「介護医療院」はありませんが、上表では、町外の施設を住所地特例により利用されている方の実績及び見込み量を計上しています。

### 4 介護予防・日常生活支援総合事業量の見込み

各介護予防・日常生活支援総合事業量の計画期間内及び令和 12（2030）年度におけるサービス見込み量は次のとおりです。

（月間平均件数×12 ヶ月）

区	分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R12 年度
訪問介護相当サービス	人数	504	456	504	492	492	492	600
通所介護相当サービス	人数	648	636	744	840	840	840	960
通所型サービスA※	人数	120	168	228	0	0	0	288

※ 令和 2 年 7 月 31 日付で 1 施設が閉鎖になったため、令和 3～5 年は 0 人となります。

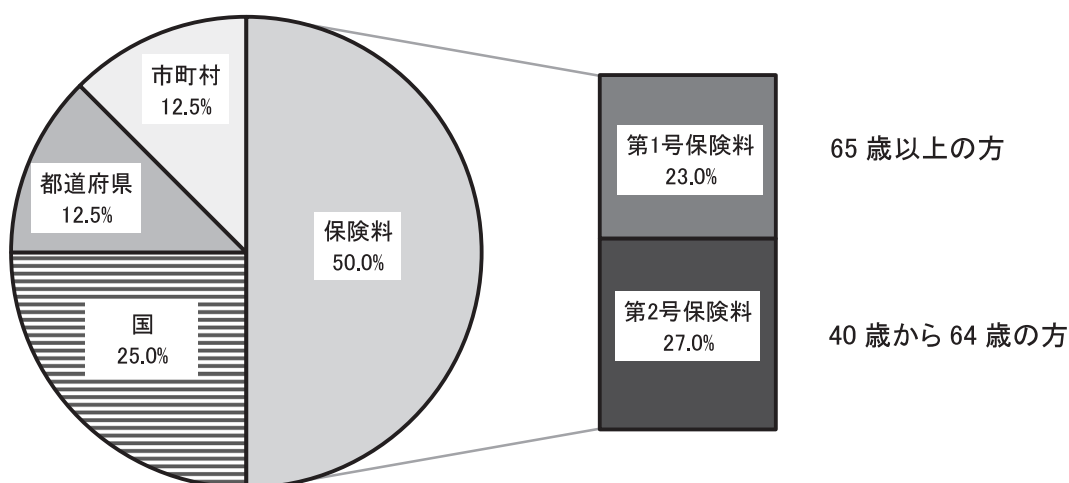
## 5 介護保険事業に係る費用の見込みと保険料

### (1) 保険給付費の財源構成

保険給付の財源は、基本的に国及び都道府県並びに市町村の公費負担が50%、残りの50%が65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳の第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。

第1号被保険者が負担する保険料と第2号被保険者が負担する保険料の割合は、全国平均で見た一人当たりの保険料額が、第1号被保険者と第2号被保険者の間で同一水準となるよう、全国ベースの人数比率で決める仕組みとなっています。

#### <保険給付費の財源構成>

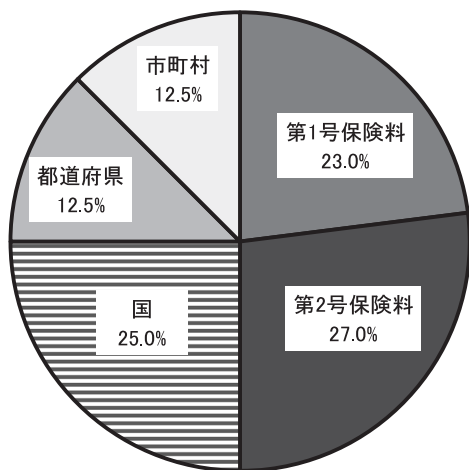


### (2) 地域支援事業費の財源構成

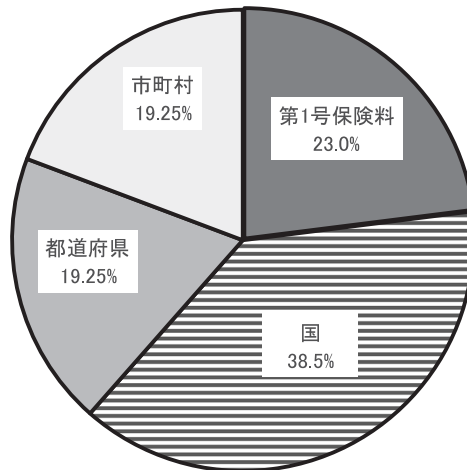
地域支援事業費は、平成29年度より始まった介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスや通所型サービス、一般介護予防事業等に係る費用の合計である「介護予防・日常生活支援総合事業費」と、地域包括支援センターの運営等に係る包括的支援事業費や、配食サービス等の任意事業に係る「包括的支援事業費及び任意事業費」で構成され、事業によって構成割合が異なります。包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、23%を第1号被保険者が負担し、残りの77%を公費で負担するよう定められています。

<地域支援事業費の財源構成>

介護予防・日常生活支援総合事業費の  
財源構成



包括的支援事業費及び任意事業費の  
財源構成



(3) 介護保険サービス費用の見込み

第8期計画期間内における介護保険サービス費用の見込み額は、次のとおりです。

① 介護給付費の見込み（年額）

（単位：千円）

区 分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R12 年度
居宅サービス							
訪問介護	76,512	79,944	86,903	102,792	113,755	115,968	148,259
訪問入浴介護	3,068	4,454	4,919	4,728	4,760	4,760	8,216
訪問看護	41,619	50,826	62,367	69,648	74,677	78,176	101,977
訪問リハビリテーション	7,918	8,173	13,324	13,823	14,411	15,470	17,106
居宅療養管理指導	4,135	4,379	6,475	7,055	7,484	7,461	10,209
通所介護	125,733	125,028	140,922	145,040	151,389	158,158	198,657
通所リハビリテーション	43,489	46,445	50,611	55,409	60,154	59,819	77,000
短期入所生活介護	23,042	19,739	20,359	24,288	25,984	41,727	39,289
短期入所療養介護	10,933	12,890	14,295	16,599	17,977	18,864	20,940
福祉用具貸与	27,164	29,276	33,246	35,276	38,359	38,444	47,023
特定福祉用具購入	1,629	1,834	2,257	2,513	3,035	3,035	3,524
住宅改修	5,015	4,375	4,967	5,681	5,681	5,766	8,847
特定施設入居者生活介護	77,181	65,386	57,453	65,699	67,736	69,737	78,911



区 分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R12 年度
<b>地域密着型サービス</b>							
小規模多機能型 居宅介護	33,308	36,258	40,016	43,061	49,002	62,948	72,348
認知症対応型 共同生活介護	78,373	74,943	69,289	54,560	54,757	54,925	55,839
地域密着型 通所介護	51,305	51,112	59,237	61,664	63,092	64,232	83,986
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	92,642	93,860
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	8,007	9,714	9,977	9,757	9,762	9,762	15,748
認知症対応型 通所介護	867	940	0	973	974	974	1,007
看護小規模多機能型居 宅介護	3,744	2,536	0	3,499	3,501	3,501	7,002
<b>施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	314,479	336,896	362,551	367,586	375,884	350,041	495,422
介護老人保健施設	244,988	254,124	270,648	278,714	282,091	286,647	355,369
介護医療院 ※	0	0	19,677	19,798	29,246	29,246	34,665
介護療養型医療施設※	24,406	21,573	24,858	25,011	10,010	10,010	
<b>居宅介護支援</b>							
居宅介護支援	58,160	59,431	62,248	63,321	65,452	66,502	82,530
<b>介護給付費合計</b>	<b>1,265,075</b>	<b>1,300,276</b>	<b>1,416,599</b>	<b>1,476,495</b>	<b>1,529,173</b>	<b>1,648,815</b>	<b>2,057,734</b>

※ 平成 30 年度から新たに「介護医療院」が創設されたことに伴い、「介護療養型医療施設」は令和 5 年度末で廃止される予定です。

※ 当別町内には「介護療養型医療施設」「介護医療院」はありませんが、上表では、町外の施設を住所地特例により利用されている方の実績及びサービス費用の見込み額を計上しています。

② 介護予防給付費の見込み（年額）

（単位：千円）

区 分	H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R12 年度
<b>介護予防サービス</b>							
介護予防 訪問入浴介護	0	0	0	10	10	10	10
介護予防訪問看護	8,498	9,685	10,249	13,027	13,400	13,959	15,541
介護予防 訪問リハビリテーション	3,747	3,095	2,810	3,364	3,415	3,429	3,781
介護予防 居宅療養管理指導	164	263	474	551	551	551	625
介護予防 通所リハビリテーション	5,141	6,844	8,942	9,519	10,593	11,116	12,707
介護予防短期入所療 養介護（老健）	59	0	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	3,692	3,815	5,248	6,032	6,102	6,172	7,406
特定介護予防 福祉用具購入	297	574	474	555	555	555	762
介護予防住宅改修	2,101	2,155	2,180	3,301	3,301	3,301	4,423
介護予防特定施設 入居者生活介護	4,133	2,818	3,268	3,288	3,290	4,670	3,980
<b>地域密着型サービス</b>							
介護予防小規模 多機能型居宅介護	219	0	0	0	555	555	0
介護予防認知症 対応型共同生活介護	0	0	0	2,719	2,720	2,720	2,720
<b>介護予防支援</b>							
介護予防支援	4,698	5,215	6,064	6,709	6,878	7,648	8,638
<b>介護予防給付費 合計</b>	<b>32,749</b>	<b>34,464</b>	<b>39,710</b>	<b>49,075</b>	<b>51,370</b>	<b>54,686</b>	<b>60,593</b>

③ 介護予防・日常生活支援総合事業費の見込み

(単位：千円)

区 分	H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R12 年度
介護予防・日常生活支援総合事業							
訪問介護 相当サービス	9,678	8,999	7,769	7,610	7,610	7,610	8,877
通所介護 相当サービス	18,862	19,027	18,336	20,210	20,210	20,210	23,762
通所型サービスA	1,313	1,740	536	0	0	0	664
介護予防ケア マネジメント費	6,032	6,367	6,441	6,506	6,571	6,636	8,152
事業費合計	35,886	36,134	33,083	34,326	34,391	34,457	41,455

④ 介護保険事業給付費等の見込み（年額）

(単位：千円)

区 分	H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R12 年度
介護給付費 (再掲)	1,265,075	1,300,276	1,416,599	1,476,495	1,529,173	1,648,815	2,057,734
介護予防給付費 (再掲)	32,749	34,464	39,710	49,075	51,370	54,686	60,593
合計	1,297,824	1,334,740	1,456,309	1,525,570	1,580,543	1,703,501	2,118,327

(4) 総給付費の見込み

総給付費は、介護保険料の算定の基礎となるものであり、第8期計画期間の保険料は令和3年度から令和5年度までの3年間の総給付費見込額から算出します。

総給付費は、介護保険サービス費等合計に地域支援事業費を足したものです。

(単位:千円)

区 分	R3年度	R4年度	R5年度	R12年度
介護保険サービス費合計	1,525,570	1,580,543	1,703,501	2,118,327
特定入所者介護サービス費 (財政影響額調整後)	68,471	64,797	66,407	72,946
高額介護サービス費 (財政影響額調整後)	35,661	36,484	37,390	41,075
高額医療合算介護サービス費	6,600	6,900	7,212	7,852
審査支払手数料	1,278	1,307	1,337	1,548
介護保険サービス費等合計 (A)	1,637,580	1,690,031	1,815,847	2,241,748
介護予防・日常生活支援総合事業費	43,253	43,318	43,384	52,845
包括的支援事業費(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	27,456	27,456	27,456	29,770
包括的支援事業費(社会補償充実分)	12,333	12,333	12,333	12,333
地域支援事業費合計 (B)	83,042	83,107	83,173	94,948
総給付費(A+B)	1,720,622	1,773,138	1,899,020	2,336,696

(5) 第1号被保険者保険料の設定

令和3年度から令和5年度までの総給付費見込額等を基に積算した本計画期間における第1号被保険者保険料は、高齢化等による介護給付費の増加が見込まれるため、通常であれば保険料も増額となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢を考慮し、保険料の上昇を抑えるため、介護給付費準備基金を大きく取り崩し、基準月額を5,660円（年額67,920円）に設定します。段階については、引き続き10段階とし、第7段階及び第8段階については、国の方針に則りそれぞれ10万円および20万円引き上げました。

第7期計画期間における基準月額は5,600円であり、60円の上昇（年額720円）となりますが、仮に基金を取り崩さなかった場合の基準月額は6,097円となり497円（年額5,964円）の上昇となります。

<第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）の第1号被保険者保険料>

区 分		年額 保険料	負担割合	負担軽減 前の割合
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方	20,370円	基準額 ×0.3	基準額 ×0.5
	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方	33,960円	基準額 ×0.5	基準額 ×0.7
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	47,540円	基準額 ×0.7	基準額 ×0.75
第4段階	世帯内に町民税課税者がいるが本人は町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	61,120円	基準額 ×0.9	
第5段階	世帯内に町民税課税者がいるが本人は町民税非課税で上記以外の方	67,920円	基準額 (5,660円)	
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	81,500円	基準額 ×1.2	
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	88,290円	基準額 ×1.3	
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	101,880円	基準額 ×1.5	
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	115,460円	基準額 ×1.7	
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方	122,250円	基準額 ×1.8	

## 6 介護給付費適正化に向けた取り組み

### (1) 当別町介護給付費適正化計画

介護給付費適正化事業について、介護認定調査員及び担当職員の確認による要介護認定の適正化、居宅介護支援事業所へのケアプラン点検、介護認定調査員等による住宅改修等の点検、国保連合会から送付される介護受給データを基にした縦覧点検・医療情報との突合、介護サービス利用者に対する年1回の介護給付費通知の郵送を実施します。

事業の推進に当たっては、国保連合会や地域包括ケア「見える化システム」等を活用し、利用者に対し適切な介護サービスを確保し、高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するため、引き続き介護給付費の適正化に向けて取り組んでいきます。